

を福岡市所在本社営業所に提出したのである。

十一、安永事務

船員待遇改善に關する要項

- 1、潮丸、鯨丸及長保丸の船員を勘定する事
- 2、定期外船員の船員を勘定する事
- 3、會社に若干の諒解員を常駐し航路の狀況を察し適宜公報を交給する事
- 4、賞料金を各船共參照死増額する事
- 5、各船に對し給料増額の事
- 6、船長官並に機関部員臨時手當を支給する事
- 7、普通船員の天濟船員を労賃協力の方法により制定する事
- 8、増員の件

2

- 一、船員官手一人一名
- 二、陸丸、甲板部水夫一名、機械部油差一名、司庫部士官手一人一名
- 三、博丸、甲板部水夫一名、機械部油差一名、火夫一名
- 四、鯨丸、甲板部水夫一名、機械部油差一名、司庫部料理人一名
- 五、長保丸、機械部一等機師士一名、火夫一名、司庫部料理人一名
- 六、潮丸、甲板部水夫一名、機械部見習一名、司庫部料理人一名
- 七、鯨丸、甲板部水夫一人、司庫部料理人一名

十一、經理課

前項要求書を受けた會社側は同月二十九日及八月四日の二回に亘り木下營市と會見して、會社の經濟状態を説明し認めて、少

3